

INFORMATION

情報ファイル

年金

年金額・

年金保険料額のお知らせ

◆年金額(表1参照)

国民年金を受給している方の年金額は表1のとおりです。

年金の受け取りは、偶数月の年6回です。

◆年金保険料

- ・定額保険料
1万4、410円
- ・付加保険料
1万4、810円(付加保険料400円分含む)

※割引額は複利原価法により計算します。(表2参照)

◎前納する場合、1年分または半年分をまとめて納めれば、割引が受けられます。

なお、前納割引を受けるための納付期限は次のとおりです。

- ・1年前納：4月30日(水)
- ・半年前納
(上期)：4月30日(水)
- (下期)：10月31日(金)

※これを過ぎると前納割引制度が受けられませんので、ご注意ください。

◎年金保険料の納付は口座振替で口座振替を利用すれば、納めに行く手間を省けるばかりか、納め忘れもなく安心です。

表1

| 納付区分 | 定額保険料 | | 定額+付加保険料 | |
|------|----------|------------|----------|------------|
| | 1年前納 | 半年前納 | 1年前納 | 半年前納 |
| 年額 | 172,920円 | | 177,720円 | |
| 納付額 | 169,850円 | 85,760円×2回 | 174,560円 | 88,140円×2回 |
| 割引額 | 3,070円 | 1,400円 | 3,160円 | 1,440円 |

表2

| 年金の種類 | | 平成20年度 |
|-------------|-------|------------|
| 老齢基礎年金 | | 792,100円 |
| 障害基礎年金 | 1級 | 990,100円 |
| | 2級 | 792,100円 |
| 遺族基礎年金(子1人) | | 1,020,000円 |
| 子の加算額 | 1・2人目 | 227,900円 |
| | 3人目以降 | 75,900円 |

問合せ先

困市民窓口グループ

52-1111(内線219・262)

医療

後期高齢者医療制度

保険料の徴収が始まります

4月から後期高齢者医療制度

が始まり、保険料の徴収が始まります。

後期高齢者医療制度に加入するまで、市国民健康保険または国民健康保険組合に加入していた方は、4月の年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。

4月の年金から天引きされる方には、天引きされる金額を4月の下旬にお知らせいたします。また、社会保険に加入していた方は、年金からの天引きは10月以降になります。

なお、2月以降に社会保険に変更になった方は、4月の年金から天引きされる場合がありますのでご注意ください。

保険料は、前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

所得が低い世帯の方には保険料額を軽減する制度があります。後期高齢者医療制度に加入するまで、社会保険の被扶養者だった方に対する保険料の軽減制度もあります。

後期高齢者医療保険料の決まり方 1人あたりの保険料均等割額(4万76円)+所得割額(本人の総所得-33万円)×0.0743(平成20年度の保険料です)

後期高齢者医療被保険者証を送付 4月から始まる後期高齢者医療制度の対象となる方には、新しい被保険者証を配達記録郵便でお届けしています。

4月になっても保険証がお手元に届かない場合は、市民窓口グループまで連絡してください。

後期高齢者医療制度の対象者 75歳以上の方 65歳以上75歳未満の方で一定の障害をもっている方 ※生活保護を受けている方は、対象にはなりません。

後期高齢者福祉医療費受給者証を送付 4月より、福祉給付金制度が「後期高齢者福祉医療費助成制度」に変わります。

「後期高齢者福祉医療費助成制度」の対象となる方には、3